

環境ワーキンググループ運営規則(案)

平成25年12月26日
環境ワーキンググループ
一部改正 平成26年12月 日
環境ワーキンググループ

(ワーキンググループの運営)

第1条 環境ワーキンググループ(以下、「WG」と言う。)の議事の手続、その他 WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第2条 WG には座長を置く。

2 座長は、WG の事務を掌理する。

3 座長が WG に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 WG を欠席する構成員は、座長を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WG は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 WG の議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(調査・検討事項)

第5条 WG は、以下に関する調査・検討等を行う。

(1) エネルギー戦略協議会運営規則第5条第3項に規定する事項

(2) 次世代インフラ戦略協議会運営規則第5条第4項に規定する事項

(3) 前各号に掲げる事項に附帯する事項

(公開)

第6条 WG の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により WG の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、WGにおける議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、座長が定める。

(了)